

事件番号 平成28年（行ウ）第161号、平成29年（行ウ）第43号

美浜原子力発電所3号機運転期間延長認可処分等取消請求事件

原告 松下照幸 外72名

被告 国

準備書面（62）

（違法性の主張の一部撤回 その2）

2021（令和3）年4月12日

名古屋地方裁判所 民事9部A2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 北村 栄 ほか

違法性の主張の撤回に関し、維持する主張に関連する準備書面等の該当箇所について補足して説明する。

第1 主張の撤回について

原告らは、次項のとおり、これまで主張した違法性に関する主張について一部撤回する。以下では、維持する主張を記載するが、それ以外の主張についても維持する主張と関連する事実、経緯等については、維持するものと解されたい（各論となる違法性の判断を判決において求めないという趣旨での撤回）。また、原告らは、各論となる違法性の主張以外にも、総論的な主張として、例えば、司法審査の在り方（訴状第5章、準備書面（25）、（29）等）や原発事故の被害の特殊性、40年ルール策定の経緯（訴状第4章）、新規制基準の不合理性等（訴状第9章）及び他の裁判例に関する主張（準備書面（7）（22）（40）等）などについては、違法性

に関する各論の主張を解釈・判断する上で重要な事実及び要素(背景ないし経緯等)であるため、維持する主張においても関連するものであり、特に撤回するものではないことに留意されたい。

第2 維持する違法性の主張

1 地震に関する主張

地震に関する主張について、維持する主張の該当書面は、次のとおりである。なお、訴状第11章第1、原告準備書面(13)及び(36)は基準地震動に関する問題点の全体像を示す書面であるため、以下の該当箇所以外にも維持する争点の理解のために参考にされたい。

(1) 経験式が有するばらつきの考慮がされていないことに関する主張

訴状第11章第1・4、準備書面(13)第4・1、準備書面(36)第2・1

(2) 入倉・三宅式による過小評価ないしレシピの(ア)と(イ)に関する主張

準備書面(13)第4・2、準備書面(36)第2・2、準備書面(2)第2

(3) アスペリティ応力降下量(短周期レベル)の不確かさの考慮ないし断層の連動に関する主張(後者は美浜事件のみ主張)

準備書面(13)第4・4(1)、準備書面(36)第2・4(1)

(4) 繰り返しの揺れの想定の欠如に関する関係

○地震による繰り返しの揺れの考慮が具体的審査基準に反映されていないこと

準備書面(13)第3・5、準備書面(2)第2

○蒸気発生器伝熱管の耐震評価の問題点(一度目の揺れによる塑性変形により、強度が低下し、二度目の揺れの際には、 S_s に対する評価基準値(許容値)がより小さい値となっているおそれがあり、二度目の揺れによる1次応力の発生値がそれを上回る可能性が否定できないが、審査の中で、このような確認は全く行われていないこと)

準備書面(2)第2・5

○繰り返しの揺れを前提にした疲労累積係数を用いた疲労評価、疲労割れを想

定した耐震評価関係

準備書面（２）第３ないし第８

（５）震源が敷地に極めて近い場合の考慮がないことに関する主張（美浜事件のみ主張）

準備書面（１３）第５・３，準備書面（３６）第３

※その他，被告の反論に対する再反論書面として準備書面（５５）

２ 火山に関する主張

準備書面（４），（６），（１２），（２２），（３７），（４０），（４７），
（５３）（５８），（５９）

３ 老朽化に関する主張（老朽化全般に関する主張として準備書面（１６））

（１）電気ケーブルに関する主張

訴状第１０章第１，準備書面（２０），（４３）

（２）中性子照射脆化に関する主張

訴状第１０章第２，準備書面（１４）（２３）※求釈明，

準備書面（１７），（４２），（４４）ないし（４６），（５７）

４ その他の主張

（１）加振試験・減衰乗数に関する主張

訴状第１１章第３（炉内構造物の耐震安全性が確保されていないこと）

準備書面（２６），（４９）

（２）使用済み燃料に関する主張

訴状第１４章

（３）最終処分問題に関する主張

訴状第９章第４・５，準備書面（２７）

以 上